

2014 年 5 月 29 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 329 号 ）

国家発展改革委員会、 外商投資プロジェクト認可で規制緩和 認可範囲を縮小し届出管理に変更へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家発展改革委員会は、2014 年 5 月 17 日付で『外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法』（国家発展改革委員会令第 12 号、以下『12 号弁法』という）を公布しました。政府当局による認可を必要とする外商投資プロジェクトの範囲を大幅に縮小して届出管理へと変更。行政手続の簡素化を進めており、2014 年 6 月 17 日より施行されます。

□ 政府の認可範囲を限定

国务院は、2013 年 12 月 2 日付で『政府認可の投資プロジェクト目録（2013 年版）』（国発[2013]47 号、以下『認可目録』という）を公布。認可を必要とする外商投資プロジェクトの範囲を大幅に縮小しました。『12 号弁法』はこれを受けて、国家発展改革委員会が 2004 年 10 月に公布した『外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』（国家発展改革委員会令第 22 号、以下『旧弁法』という）に代わる規定として公布されたものです。

『12 号弁法』は、外商投資プロジェクトに対する国家発展改革委員会の認可権限について、『外商投資産業指導目録』に中国側持分支配、中国側相対持分支配の要求がある奨励類で投資総額 3 億ドル以上、制

【図表 1】『12 号弁法』が定める外商投資プロジェクトの認可権限

投資総額	奨励類※	制限類	制限類の不動産プロジェクト
3 億ドル以上	国家発展改革委員会	国家発展改革委員会	省級政府
5000 万ドル以上	地方政府		
5000 万ドル未満	(省級以下)		

※ 奨励類は『外商投資産業指導目録』に中国側持分支配、中国側相対持分支配の要求がある場合のみ認可が必要

✓ 『認可目録』収録のプロジェクトは、『認可目録』の規定により認可を行う

✓ 上記以外のプロジェクトはすべて、地方政府の投資主管部門に届出を行う

（『12 号弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

（不動産プロジェクトを除く）で投資総額 5000 万ドル以上と規定しています（第 4 条）。制限類の

不動産プロジェクトと 5000 万ドル未満の制限類は省級政府が認可し、中国側持分支配、中国側相对持分支配の要求がある奨励類で 3 億ドル未満の場合は、地方政府（省級以下の政府）が認可。また、『認可目録』が政府による認可を定めている特別なプロジェクトに当たる場合は、『認可目録』の規定する認可機関が認可を行います。それ以外の外商投資プロジェクトについては、地方政府投資主管部門に届出を行うものとし、プロジェクト審査手続を大幅に簡素化しています（第 5 条）。

2004 年公布の『旧弁法』は、国家发展改革委員会が認可する外商投資プロジェクトの範囲について、奨励類・許可類で投資総額 1 億ドル以上、制限類で投資総額 5000 万ドル以上と規定。2010 年 5 月に公布された『外商投資プロジェクトの審査・認可権限委譲業務の適切な遂行に関する通達』（発改外資[2010]914 号、以下『914 号通達』という）は、奨励類・許可類の認可範囲を 3 億ドル以上へと引き上げ、地方への権限委譲を進めていました。また『旧弁法』では、奨励類・許可類で 5 億ドル以上、制限類で 1 億ドル以上のプロジェクトについて、国务院の認可も必要としていましたが、『12 号弁法』は国务院の認可権限に係る条文も削除しています。

□ 増資は新規投資額で判断

『12 号弁法』は、増資や合併・買収時のプロジェクト投資額について、増資や合併・買収後の外商投資企業の投資総額ではなく、その新規投資額、取引額をプロジェクト投資額とすると規定しています（第 6 条）。例えば、投資総額が 4000 万ドルの制限類プロジェクトに 4000 万ドルを追加投資した場合、投資総額は合わせて 8000 万ドルとなります。『12 号弁法』ではこの場合、新規投資分の 4000 万ドルについて省級政府が認可を下すことになります。

国家发展改革委員会の発表によると、『12 号弁法』はプロジェクト認可・届出の条件を簡素化しており、同委員会は今後、プロジェクトの市場見通し、経済収益、製品技術方案等の企業の自主決定事項について審査を行わないとしています。国家发展改革委員会が認可する外商投資プロジェクトの認可申請書類は右囲みのとおりで、このうちプロジェクト申請報告国家外发展改革委員会が実際の必要に応じて一般用、主要業界用の参照書式を制定すると明記しています（第 8 条～第 10 条）。

外商投資プロジェクトの認可申請書類

- ✓ プロジェクト申請報告書（プロジェクトおよび投資側の状況、資源利用・生態環境への影響の分析、経済・社会的影響の分析等）
- ✓ 中外投資各当事者の企業登録証明資料、監査を経た最新の企業財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）、口座開設銀行が発行した資金信用証明
- ✓ 投資意向書、あるいは増資、合併・買収の会社董事会決議
- ✓ 土地選定意見書（都市農村計画行政主管部門が発行、割当方式で国有地使用权を提供するプロジェクトの場合）
- ✓ 用地予備審査意見（国土資源行政主管部門が発行、すでに批准された建設用地の範囲内で改造・拡張を行う場合は不要）
- ✓ 環境影響評価審査・批准文書（環境保護行政主管部門が発行）
- ✓ 省エネルギー審査意見（省エネルギー審査主管部門が発行）
- ✓ 関連主管部門の確認文書（国有資産で出資する場合）
- ✓ 法律・法規の規定に基づき提出が必要なその他の文書

（『12 号弁法』第 8 条、第 10 条）

プロジェクトの認可機関は、外商投資企業の認可申請を受理した日から 20 営業日以内に認可手続を完了させます（責任者の批准により 10 営業日の延長も可）。手続期限からは、認可機関が委託する諮問機

関による評価や、特別に重大なプロジェクトに対して行う専門家による評議に掛かる期間が除かれます（第 15 条）。プロジェクトの認可条件は、下囲みのとおりです（第 16 条）

一方、外商投資プロジェクトの届出は、地方政府の投資主管部門が受け付けます。外商投資企業は、プロジェクトや投資家の基本情報に加え、中外投資家の企業登録証明、投資意向書や取締役会決議等の関連書類を提出する必要があります（第 18 条）。地方政府の投資主管部門は、

外商投資プロジェクトの認可条件

- ✓ 国家の関連法律・法規、『外商投資産業指導目録』『中西部地域外商投資優勢産業目録』の規定に合致していること
- ✓ 発展計画、産業政策、参入基準に合致していること
- ✓ 資源を合理的に開発して効果的に利用すること
- ✓ 国家の安全、生態の安全に影響しないこと
- ✓ 公衆の利益に対して重大で不利な影響を引き起こさないこと
- ✓ 国家の資本項目管理、外債管理の関連規定に合致していること

（『12 号弁法』第 16 条）

届出を受け付けない場合、届出提出から 7 営業日以内に書面意見を発行して不受理の理由を説明します（第 20 条）。

『12 号弁法』は、認可文書・届出通知書を取得していないプロジェクトに対して、各政府機関は手続を行ってはならず、金融機関も貸付を行ってはならないと規定しています（第 25 条）。また、外商投資企業は認可文書・届出文書の有効期限内にプロジェクトを着工しなければならない、有効期限内に着工できない場合は延期申請を提出する必要があるとしています（第 24 条）。

*

『12 号弁法』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 11 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - （1）本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - （2）今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承ください。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家発展改革委員会 令第 12 号

『外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法』はすで国家発展改革委員会主任弁公会の討論を経て可決した。ここに発布し、2014 年 6 月 17 日より施行する。国家発展改革委員会が 2004 年 10 月 9 日に発布した『外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』(国家発展改革委員会第 22 号令)は同時に廃止する。

主任 徐紹史
2014 年 5 月 17 日

外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法

第 1 章 総則

第1条 外商投資管理体制改革をさらに深化させるため、『中華人民共和国行政許可法』、『外商投資方向指導規定』、『国務院による投資体制改革に関する決定』および『政府認可の投資プロジェクト目録 (2013 年版)』(以下『認可目録』という)に基づき、特に本弁法を制定する。

第2条 本弁法は、中外合併、中外合作、外商独資、外商投資パートナーシップ、外商による国内企業の合併・買収、外商投資企業の増資および再投資プロジェクト等の各種外商投資プロジェクトに適用する。

第 2 章 プロジェクトの管理方式

第3条 外商投資プロジェクト管理を認可および届出の 2 種類の方式に分ける。

第4条 『認可目録』に基づき、認可制を実行する外商投資プロジェクトの範囲は、以下のとおり。

- (1) 『外商投資産業指導目録』において中国側持分支配(持分相対支配を含む)の要求がある総投資額(増資を含む)3 億米ドルおよびそれ以上の奨励類プロジェクト、総投資額(増資を含む)5000 万米ドルおよびそれ以上の制限類(不動産は含まず)プロジェクトは、国家発展改革委員会が認可する。
- (2) 『外商投資産業指導目録』の制限類における不動産プロジェクトおよび総投資額(増資を

- 含む) 5000 万米ドル以下のその他の制限類プロジェクトは、省級政府が認可する。『外商投資産業指導目録』において中国側持分支配(持分相対支配を含む)の要求がある総投資額(増資を含む) 3 億米ドル以下の奨励類プロジェクトは、地方政府が認可する。
- (3) 前 2 項の規定を除く『認可目録』第 1 から第 11 項に列挙された外商投資プロジェクトは、『認可目録』第 1 から 11 項の規定に基づき認可する。
- (4) 地方政府が認可するプロジェクトについて、省級政府は当地の実際の状況に基づき地方各級政府の認可権限を具体的に区分けすることができる。省級政府が認可するプロジェクトは、認可権限を委譲してはならない。

本弁法がいうプロジェクト認可機関とは、本条が規定するプロジェクト認可権限を有する行政機関を指す。

第5条 本弁法第 4 条の範囲以外の外商投資プロジェクトは、地方政府の投資主管部門が届出する。

第6条 外商投資企業の増資プロジェクトの総投資額は新規増加の投資額で、合併・買収プロジェクトの総投資額は取引額で計算する。

第7条 外商投資プロジェクトが国家安全に係わる場合、国家の関連規定に基づき安全審査を行わなければならない。

第 3 章 プロジェクトの認可

第8条 認可申請予定の外商投資プロジェクトは、国家の関連要求に基づきプロジェクト申請報告を編成しなければならない。プロジェクト申請報告は、以下の内容を含めなければならない。

- (1) プロジェクトおよび投資側の状況。
- (2) 資源利用および生態環境への影響の分析。
- (3) 経済および社会的影響の分析。

外国投資家による国内企業の合併・買収のプロジェクト申請報告は、合併・買収側の状況、合併・買収の手配、融資計画および被合併・買収側の状況、合併・買収後の経営方式・範囲および持分構造、所得収入の使用手配等を含めなければならない。

第9条 国家発展改革委員会は、実際の必要に基づき、プロジェクト申請報告の通用書式、主要業界のプロジェクト申請報告のモデル書式、プロジェクト認可文書のフォーマット書式を編成および配布する。

国家発展改革委員会が認可もしくは審査した後に国务院が認可しなければならないプロジェクトについて、国家発展改革委員会は『サービスの手引き』を制定および配布し、プロジェクト認可の申告資料および必要な付属文書、受理方式、手続フロー、手続期限等の内容を列挙し、プロジェクト申告単位のために指導およびサービスを提供する。

第10条 プロジェクト申請報告は、以下の文書を添付しなければならない。

- (1) 中外投資各当事者の企業登録証明資料および監査を経た最新の企業財務諸表（貸借対照表、損益計算書およびキャッシュフロー計算書を含む）、口座開設銀行が発行した資金信用証明。
- (2) 投資意向書。増資、合併・買収プロジェクトの会社董事会決議。
- (3) 都市農村計画行政主管部門が発行した土地選定意見書（割当方式で国有地使用权を提供するプロジェクトのみを指す）。
- (4) 国土資源行政主管部門が発行した用地予備審査意見（用地の新增に係わらず、すでに批准された建設用地範囲内で改造・拡張を行うプロジェクトは、用地予備審査を行わなくてもよい）。
- (5) 環境保護行政主管部門が発行した環境影響評価審査・批准文書。
- (6) 省エネルギー審査主管部門が発行した省エネルギー審査意見。
- (7) 国有資産で出資する場合、関連主管部門が発行した確認文書が必要。
- (8) 法律・法規の規定に基づき提出しなければならないその他の文書。

第11条 認可権限により国家発展改革委員会の認可に属するプロジェクトは、プロジェクト所在地の省級発展改革部門が予備審査意見を提出した後、国家発展改革委員会にプロジェクト申請報告を送付する。計画単列企業集団および中央管理企業は直接、国家発展改革委員会にプロジェクト申請報告を送付し、合わせてプロジェクト所在地の省級発展改革部門の意見を添付することができる。

第12条 プロジェクト申告資料が揃っていない、または関連要求に合致していない場合、プロジェクト認可機関は申告資料を受け取った後 5 営業日以内にプロジェクト申告単位に一括で通知して補正させなければならない。

第13条 関連業界主管部門の職能に係わるプロジェクトについて、プロジェクト認可機関は関連業界主管部門に相談して 7 営業日以内に書面の審査意見を発行させなければならない。関連業界主管部門が期限を超えて書面の審査意見をフィードバックしない場合、同意したものとみなす。

第14条 プロジェクト認可機関は、プロジェクト申請報告を受理した日から4営業日以内に、評価論証を行う必要のある重点問題に対して資質を有する諮問機関に委託して評価論証を行いう。委託を受けた諮問機関は、規定の期間内に評価報告を提出しなければならない。

公共の利益に対して重大な影響をもたらす可能性のあるプロジェクトに対し、プロジェクト認可機関は認可を行うとき、適当な方式を採用して公衆の意見を聴取しなければならない。特別に重大なプロジェクトに対しては、専門家評議制度を実行することができる。

第15条 プロジェクト認可機関は、プロジェクト認可申請を受理した日から20営業日以内に、プロジェクト申請報告に対する認可を完成させる。20営業日以内に認可の決定を下すことができない場合、当該部門の責任者が10営業日の延長を批准し、合わせて期限延長の理由をプロジェクト申告単位に通知する。

前項規定の認可期限は、諮問評価の委託、専門家の評議に必要な期間を計算に入れない。

第16条 外商投資プロジェクトに対する認可条件は、以下のとおり。

- (1) 国家の関連法律・法規および『外商投資産業指導目録』、『中西部地域外商投資優勢産業目録』の規定に合致していること、
- (2) 発展計画、産業政策および参入基準に合致していること、
- (3) 資源を合理的に開発して効果的に利用すること、
- (4) 国家の安全および生態の安全に影響しないこと、
- (5) 公衆の利益に対して重大で不利な影響を引き起こさないこと、
- (6) 国家の資本项目管理、外債管理の関連規定に合致していること。

第17条 認可を与えるプロジェクトに対し、プロジェクト認可機関は書面の認可文書を発行し、合わせて写しを同級の業界管理、都市農村計画、国土資源、環境保護、省エネルギー審査等の関連部門に送付する。認可を与えないプロジェクトに対し、書面で理由を説明し、合わせてプロジェクト申告単位が法に基づき行政再審を申請または行政訴訟を提起する権利を享受することを通知しなければならない。

第4章 プロジェクトの届出

第18条 届出申請予定の外商投資プロジェクトは、プロジェクト申告単位がプロジェクトおよび投資側の基本状況等の情報を提出し、合わせて中外投資各当事者の企業登録証明資料、投資意向書および増資、合併・買収プロジェクトの会社董事会決議等のその他の関連資料を添付しなければ

ならない。

第19条 外商投資プロジェクトの届出は、国家の関連法律・法規、発展計画、産業政策および参入基準に合致し、『外商投資産業指導目録』、『中西部地域外商投資優勢産業目録』に合致していなければならない。

第20条 届出を受け付けない外商投資プロジェクトに対し、地方投資主管部門は7営業日以内に書面の意見を発行して理由を説明しなければならない。

第5章 プロジェクトの変更

第21条 認可もしくは届出を経たプロジェクトに以下のいずれかの状況が発生した場合、元の批准機関に変更を申請しなければならない。

- (1) プロジェクト地点に変化が発生した場合、
- (2) 投資側もしくは持分に変化が発生した場合、
- (3) プロジェクトの主要建設内容に変化が発生した場合、
- (4) 関連法律・法規および産業政策が変更の必要を規定しているその他の状況。

第22条 認可および届出変更の手続は、本弁法の前述の関連規定を参照して執行する。

第23条 認可を経たプロジェクトが変更後に届出管理の範囲に属する場合、届出手順に基づき手続を行う。届出したプロジェクトが変更後に認可管理の範囲に属する場合、認可手順に基づき手続を行う。

第6章 監督管理

第24条 認可もしくは届出文書は、文書の有効期限を規定しなければならない。有効期限内に起工・建設しない場合、プロジェクト申告単位は有効期限満了前30営業日以内に元の認可および届出機関に延期申請を提出しなければならない。有効期限内に起工・建設せず、かつ延期申請を提出しない場合、元の認可文書は期限満了後、自動的に失効する。

第25条 規定の権限および手続に基づき認可もしくは届出していないプロジェクトに対し、関連部門は関連手続を行ってはならず、金融機関は信用貸付の支持を提供してはならない。

第26条 各級のプロジェクト認可および届出機関は、認可および届出の職責を適切に履行し、監督、管

理およびサービスを改善し、行政効率を向上させ、合わせて関連規定に基づきプロジェクト認可および届出の情報公開業務を適切に遂行しなければならない。

第27条 各級の発展改革部門は、同級の業界管理、都市農村計画、国土資源、環境保護、金融監督管理、安全清算監督管理等の部門とともに、プロジェクト申告単位が失効するプロジェクトの状況および外商投資プロジェクトの認可もしくは届出状況に対して査察および監督検査を行い、情報システムの完善化を加速し、発展計画、産業政策、参入基準、信用記録等の情報の横方向の疎通制度を構築し、違法・規定違反行為を厳しく調査処分して不良信用記録に組み入れ、行政審査・批准および市場監督管理の情報共有を実現しなければならない。

第28条 国家発展改革委員会は、地方発展改革部門と連合して外商投資プロジェクト管理電子情報システムを構築・完善化し、外商投資プロジェクトの検索可能、監督可能を実現し、事中・事後の監督管理水準を引き上げる。

第29条 省級発展改革部門は、毎月10日までに前月の当該省のプロジェクト認可および届出の関連情報を取りまとめて整理し、プロジェクト名称、認可および届出文書番号、プロジェクト所在地、中外投資当事者、建設内容、資金の出所（総投資額、資本金等を含む）等を含め、国家発展改革委員会に報告しなければならない。

第7章 法律責任

第30条 プロジェクト認可および届出機関ならびにその業務人員が本弁法の関連規定に違反した場合、その上級行政機関もしくは監察機関が是正を命じる。情状が深刻な場合、直接責任を負う主管人員およびその他の直接責任人員に対して法に基づき行政処分を下す。

第31条 プロジェクト認可および届出機関の業務人員が、プロジェクト認可および届出過程において職権を乱用して私利を貪り、犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成には至らない場合、法に基づき行政処分を下す。

第32条 諮問評価機関およびその人員、専門家評議に参画する専門家が、プロジェクト申請報告を編成、プロジェクト認可機関の委託を受けて評価を展開もしくは専門家評議に参画する過程において、国家の法律・法規および本弁法の規定を遵守しなかった場合、法に基づき相応の責任を追及する。

第33条 プロジェクト申告単位がプロジェクトの分割もしくは虚偽資料の提供等の不正な手段で認可もしくは届出を申請した場合、プロジェクト認可および届出機関は受理を行わない、または認

可および届出を行わない。すでにプロジェクト認可もしくは届出文書を取得した場合、プロジェクト認可および届出機関は法に基づき当該プロジェクトの認可もしくは届出文書を取り消さなければならない。すでに起工・建設している場合、法に基づきそれに建設停止を命令する。相応のプロジェクト認可および届出機関ならびに関連部門は、それを不良信用記録に組み入れ、合わせて法に基づき関連責任者の法律責任を追及しなければならない。

第 8 章 附則

第34条 プロジェクト認可の職能を有する国务院業界管理部門および省級政府関連部門は、国家の関連法律・法規および本弁法の規定に基づき、外商投資プロジェクト認可の具体的な実施弁法および相応の『サービスの手引き』を制定することができる。

第35条 香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の投資家が祖国大陸で実施する投資プロジェクトは、本弁法を参照して執行する。

外国投資家が人民元で国内に投資するプロジェクトは、本弁法に基づき執行する。

第36条 法律、法規および国家に外商投資プロジェクト管理に対して専門規定がある場合、関連規定に基づき執行する。

第37条 本弁法は、国家発展改革委員会が解釈に責任を負う。

第38条 本弁法は、2014 年 6 月 17 日より施行する。国家発展改革委員会が 2004 年 10 月 9 日に発布した『外商投資プロジェクト認可暫定施行管理弁法』（国家発展改革委員会第 22 号）は同時に廃止する。

(中国語原文)

国家发展和改革委员会 令第 12 号

《外商投资项目核准和备案管理办法》已经国家发展和改革委员会主任办公会讨论通过，现予发布，自 2014 年 6 月 17 日起施行。国家发展和改革委员会 2004 年 10 月 9 日发布的《外商投资项目核准暂行管理办法》（国家发展和改革委员会令第 22 号）同时废止。

主任：徐绍史

2014 年 5 月 17 日

外商投资项目核准和备案管理办法

第一章 总则

- 第一条** 为进一步深化外商投资管理体制改革，根据《中华人民共和国行政许可法》、《指导外商投资方向规定》、《国务院关于投资体制改革的决定》及《政府核准的投资项目目录（2013 年本）》（以下简称《核准目录》），特制定本办法。
- 第二条** 本办法适用于中外合资、中外合作、外商独资、外商投资合伙、外商并购境内企业、外商投资企业增资及再投资项目等各类外商投资项目。

第二章 项目管理方式

- 第三条** 外商投资项目管理分为核准和备案两种方式。
- 第四条** 根据《核准目录》，实行核准制的外商投资项目的范围为：
- (一) 《外商投资产业指导目录》中有中方控股（含相对控股）要求的总投资（含增资）3 亿美元及以上鼓励类项目，总投资（含增资）5000 万美元及以上限制类（不含房地产）项目，由国家发展和改革委员会核准。
 - (二) 《外商投资产业指导目录》限制类中的房地产项目和总投资（含增资）5000 万美元以下的其他限制类项目，由省级政府核准。《外商投资产业指导目录》中有中方控股（含相对控股）要求的总投资（含增资）3 亿美元以下鼓励类项目，由地方政府核准。
 - (三) 前两项规定之外的属于《核准目录》第一至十一项所列的外商投资项目，按照《核准目录》第一至十一项的规定核准。

(四) 由地方政府核准的项目，省级政府可以根据本地实际情况具体划分地方各级政府的核准权限。由省级政府核准的项目，核准权限不得下放。

本办法所称项目核准机关，是指本条规定具有项目核准权限的行政机关。

第五条 本办法第四条范围以外的外商投资项目由地方政府投资主管部门备案。

第六条 外商投资企业增资项目总投资以新增投资额计算，并购项目总投资以交易额计算。

第七条 外商投资涉及国家安全的，应当按照国家有关规定进行安全审查。

第三章 项目核准

第八条 拟申请核准的外商投资项目应按国家有关要求编制项目申请报告。项目申请报告应包括以下内容：

- (一) 项目及投资方情况；
- (二) 资源利用和生态环境影响分析；
- (三) 经济和社会影响分析。

外国投资者并购境内企业项目申请报告应包括并购方情况、并购安排、融资方案和被并购方情况、被并购后经营方式、范围和股权结构、所得收入的使用安排等。

第九条 国家发展和改革委员会根据实际需要，编制并颁布项目申请报告通用文本、主要行业的项目申请报告示范文本、项目核准文件格式文本。

对于应当由国家发展和改革委员会核准或者审核后报国务院核准的项目，国家发展和改革委员会制定并颁布《服务指南》，列明项目核准的申报材料 and 所需附件、受理方式、办理流程、办理时限等内容，为项目申报单位提供指导和服务。

第十条 项目申请报告应附以下文件：

- (一) 中外投资各方的企业注册证明材料及经审计的最新企业财务报表（包括资产负债表、利润表和现金流量表）、开户银行出具的资金信用证明；
- (二) 投资意向书，增资、并购项目的公司董事会决议；
- (三) 城乡规划行政主管部门出具的选址意见书（仅指以划拨方式提供国有土地使用权的项

目);

- (四) 国土资源行政主管部门出具的用地预审意见（不涉及新增用地，在已批准的建设用地范围内进行改扩建的项目，可以不进行用地预审）；
- (五) 环境保护行政主管部门出具的环境影响评价审批文件；
- (六) 节能审查机关出具的节能审查意见；
- (七) 以国有资产出资的，需由有关主管部门出具的确认文件；
- (八) 根据有关法律法规的规定应当提交的其他文件。

第十一条 按核准权限属于国家发展和改革委员会核准的项目，由项目所在地省级发展改革部门提出初审意见后，向国家发展和改革委员会报送项目申请报告；计划单列企业集团和中央管理企业可直接向国家发展和改革委员会报送项目申请报告，并附项目所在地省级发展改革部门的意见。

第十二条 项目申报材料不齐全或者不符合有关要求的，项目核准机关应当在收到申报材料后 5 个工作日内一次告知项目申报单位补正。

第十三条 对于涉及有关行业主管部门职能的项目，项目核准机关应当商请有关行业主管部门在 7 个工作日内出具书面审查意见。有关行业主管部门逾期没有反馈书面审查意见的，视为同意。

第十四条 项目核准机关在受理项目申请报告之日起 4 个工作日内，对需要进行评估论证的重点问题委托有资质的咨询机构进行评估论证，接受委托的咨询机构应在规定的时间内提出评估报告。

对于可能会对公共利益造成重大影响的项目，项目核准机关在进行核准时应采取适当方式征求公众意见。对于特别重大的项目，可以实行专家评议制度。

第十五条 项目核准机关自受理项目核准申请之日起 20 个工作日内，完成对项目申请报告的核准。如 20 个工作日内不能做出核准决定的，由本部门负责人批准延长 10 个工作日，并将延长期限的理由告知项目申报单位。

前款规定的核准期限，委托咨询评估和进行专家评议所需的时间不计算在内。

第十六条 对外商投资项目的核准条件是：

- (一) 符合国家有关法律法规和《外商投资产业指导目录》、《中西部地区外商投资优势产业目录》的规定；
- (二) 符合发展规划、产业政策及准入标准；

- (三) 合理开发并有效利用了资源;
- (四) 不影响国家安全和生态安全;
- (五) 对公共利益不产生重大不利影响;
- (六) 符合国家资本项目管理、外债管理的有关规定。

第十七条 对予以核准的项目，项目核准机关出具书面核准文件，并抄送同级行业管理、城乡规划、国土资源、环境保护、节能审查等相关部门；对不予核准的项目，应以书面说明理由，并告知项目申报单位享有依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。

第四章 项目备案

第十八条 拟申请备案的外商投资项目需由项目申报单位提交项目 and 投资方基本情况等信息，并附中外投资各方的企业注册证明材料、投资意向书及增资、并购项目的公司董事会决议等其他相关材料；

第十九条 外商投资项目备案需符合国家有关法律法规、发展规划、产业政策及准入标准，符合《外商投资产业指导目录》、《中西部地区外商投资优势产业目录》。

第二十条 对不予备案的外商投资项目，地方投资主管部门应在7个工作日内出具书面意见并说明理由。

第五章 项目变更

第二十一条 经核准或备案的项目如出现下列情形之一的，需向原批准机关申请变更：

- (一) 项目地点发生变化；
- (二) 投资方或股权发生变化；
- (三) 项目主要建设内容发生变化；
- (四) 有关法律法规和产业政策规定需要变更的其他情况。

第二十二条 变更核准和备案的程序比照本办法前述有关规定执行。

第二十三条 经核准的项目若变更后属于备案管理范围的，应按备案程序办理；予以备案的项目若变更后属于核准管理范围的，应按核准程序办理。

第六章 监督管理

- 第二十四条** 核准或备案文件应规定文件的有效期。在有效期内未开工建设的，项目申报单位应当在有效期届满前 30 个工作日向原核准和备案机关提出延期申请。在有效期内未开工建设且未提出延期申请的，原核准文件期满后自动失效。
- 第二十五条** 对于未按规定权限和程序核准或者备案的项目，有关部门不得办理相关手续，金融机构不得提供信贷支持。
- 第二十六条** 各级项目核准和备案机关要切实履行核准和备案职责，改进监督、管理和服务，提高行政效率，并按照相关规定做好项目核准及备案的信息公开工作。
- 第二十七条** 各级发展改革部门应当会同同级行业管理、城乡规划、国土资源、环境保护、金融监管、安全生产监管等部门，对项目申报单位执行项目情况和外商投资项目核准或备案情况进行稽察和监督检查，加快完善信息系统，建立发展规划、产业政策、准入标准、诚信记录等信息的横向互通制度，严肃查处违法违规行为并纳入不良信用记录，实现行政审批和市场监管的信息共享。
- 第二十八条** 国家发展和改革委员会要联合地方发展改革部门建立完善外商投资项目管理电子信息系统，实现外商投资项目可查询、可监督，提升事中事后监管水平。
- 第二十九条** 省级发展改革部门每月 10 日前汇总整理上月本省项目核准及备案相关情况，包括项目名称、核准及备案文号、项目所在地、中外投资方、建设内容、资金来源（包括总投资、资本金等）等，报送国家发展和改革委员会。

第七章 法律责任

- 第三十条** 项目核准和备案机关及其工作人员违反本办法有关规定的，由其上级行政机关或者监察机关责令改正；情节严重的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予行政处分。
- 第三十一条** 项目核准和备案机关工作人员，在项目核准和备案过程中滥用职权谋取私利，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。
- 第三十二条** 咨询评估机构及其人员、参与专家评议的专家，在编制项目申请报告、受项目核准机关委托开展评估或者参与专家评议过程中，不遵守国家法律法规和本办法规定的，依法追究相应责任。
- 第三十三条** 项目申报单位以拆分项目或提供虚假材料等不正当手段申请核准或备案的，项目核准和备案

机关不予受理或者不予核准及备案。已经取得项目核准或备案文件的，项目核准和备案机关应依法撤销该项目的核准或备案文件。已经开工建设的，依法责令其停止建设。相应的项目核准和备案机关及有关部门应当将其纳入不良信用记录，并依法追究有关责任人的法律责任。

第八章 附则

第三十四条 具有项目核准职能的国务院行业管理部门和省级政府有关部门可以按照国家有关法律法规和本办法的规定，制定外商投资项目核准具体实施办法和相应的《服务指南》。

第三十五条 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的投资者在祖国大陆举办的投资项目，参照本办法执行。

外国投资者以人民币在境内投资的项目，按照本办法执行。

第三十六条 法律、行政法规和国家对外商投资项目管理有专门规定的，按照有关规定执行。

第三十七条 本办法由国家发展和改革委员会负责解释。

第三十八条 本办法自 2014 年 6 月 17 日起施行。国家发展和改革委员会 2004 年 10 月 9 日发布的《外商投资项目核准暂行管理办法》（国家发展和改革委员会令第 22 号）同时废止。